

生乳検査精度管理認証特別委員会設置規程

平成 30 年 4 月 1 日 制定

平成 30 年 9 月 21 日 改正

(目的)

第 1 条 公益財団法人日本乳業技術協会(以下「乳技協」という)は、生乳検査精度管理認証規程(以下「認証規程」という)に基づき、乳技協代表理事が諮問する認証申請者(生乳検査施設・検体採取組織)及び認証更新申請者の適合性に関して審査し、乳技協代表理事に答申するため、生乳検査精度管理認証特別委員会(以下「認証特別委員会」という)を設置する。

(役割)

第 2 条 認証特別委員会は、その目的を達成するために、以下の役割を担う。

1. 認証規程に基づき、新規認証申請者の適合性に関して審査を行う。
2. 認証規程に基づき、更新認証申請者の継続適合性に関して審査を行う。
3. 認証規程に基づき、認証施設に対して、外部精度管理調査の結果が著しく許容範囲を逸脱している場合もしくは業務内容が申請と異なる点が明らかになった場合に、乳技協代表理事が認証一時停止及び取り消し警告を行った場合、認証施設より提出された「改善報告書」に基づき、認証一時停止の解除の可否を決定する。

(委員の構成及び任期)

第 3 条

1. 認証特別委員会の委員は、酪農乳業について詳しく、かつ第三者的に評価できる者とし、構成員は 5 名とする。
2. 認証特別委員会の委員は、乳技協代表理事が任免する。
3. 認証特別委員会の委員の任期は 3 年とする。

(役員)

第 4 条

1. 認証特別委員会には、互選により委員長 1 名をおく。
2. 委員長は、認証特別委員会を代表し、その審査を統括する。

(事務局)

第 5 条 認証特別委員会の事務局は乳技協内におく。

(本規程の改正)

第 6 条

1. 本規程の改正は、乳技協理事会の決議を経て行う。
2. 本規程に定めなき事項については、委員長の了承を経て乳技協が定める。